

真岡市障がい福祉計画（第7期計画）  
真岡市障がい児福祉計画（第3期計画）

素案

【令和5年12月時点】

真岡市



# 目 次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の法的根拠.....	3
3 計画の期間.....	4
4 計画の位置づけ.....	5
5 計画の策定体制.....	6
6 国における計画の基本的理念.....	7
第2章 真岡市障がい者計画（第3期計画）の基本的な考え方.....	11
1 計画の理念.....	13
2 真岡市障がい者計画（第3期計画）の基本目標.....	14
3 真岡市障がい者計画（第3期計画）の施策の体系.....	15
4 障害福祉サービス等の体系.....	16
第3章 障がい児者を取り巻く現状と課題.....	17
1 本市における障がい者の現状.....	19
2 アンケート調査から見る障がいのある人の現状.....	27
3 真岡市障がい者計画（第3期計画）における障がいのある人を取り巻く課題.....	44
第4章 障がい福祉計画及び 障がい児福祉計画の実施計画.....	47
1 令和8年度の数値目標.....	49
2 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策.....	58
3 地域生活支援事業の見込量と今後の方策.....	83
第5章 計画の推進体制.....	91



# 第 1 章

---

計画策定にあたって



# 1 計画策定の趣旨

本市では、真岡市総合計画における保健福祉部門の基本構想で“「笑顔づくり」～安心と元気アップ！～”と掲げ、市民が健康で安心して暮らすことができる地域社会の実現に向け、保健・医療・福祉の連携の充実強化や、市民が共に支え合う地域づくりを推進しています。

また、障がい福祉部門では、令和3年3月に「真岡市障がい者計画（第3期計画）」を策定し、「すべての人がともに生きる やさしさのあるまちづくり」の基本理念に基づき、障がいのある人もない人も、共に支え合う社会づくりを目指す『ノーマライゼーション』の理念のもと、誰もが互いを尊重しながら社会の一員として参加するとともに、障がい者の自己実現の支援に向け市民と行政が一体となって取り組み、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりの実現を目指しています。

なお、同年に策定した「真岡市障がい福祉計画（第6期計画）」及び「真岡市障がい児福祉計画（第2期計画）」の計画期間が令和6年3月に終了することから、新たに国や県が示す障がい福祉に関する指針を踏まえ、本市の障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「真岡市障がい福祉計画（第7期計画）」及び「真岡市障がい児福祉計画（第3期計画）」を策定するものです。

# 2 計画の法的根拠

## ■障がい福祉計画

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく障害福祉サービスの提供体制の確保、その他、この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村障害福祉計画）として策定しています。

## ■障がい児福祉計画

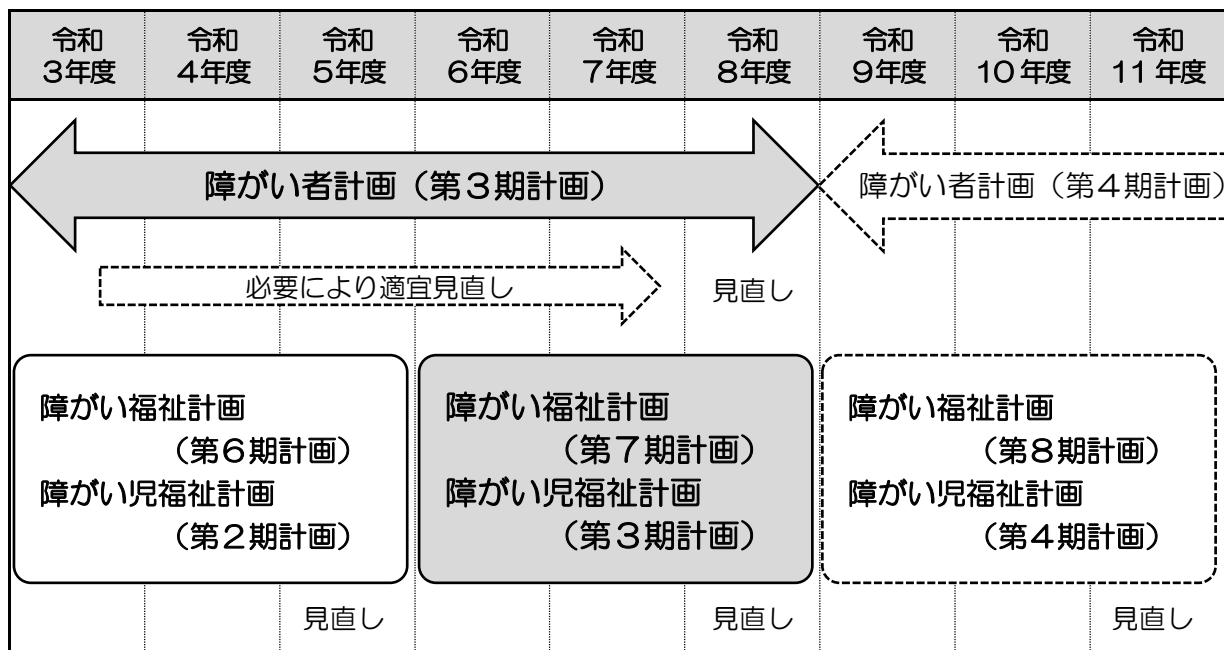
障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保、その他、障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（市町村障害児福祉計画）として策定しています。

本計画の「障がいのある人」の範囲は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む。）、難病、その他の心身の機能に障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により、継続的に、日常生活又は社会生活に、相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

# 3 計画の期間

「真岡市障がい福祉計画（第7期計画）」及び「真岡市障がい児福祉計画（第3期計画）」は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする3か年計画です。

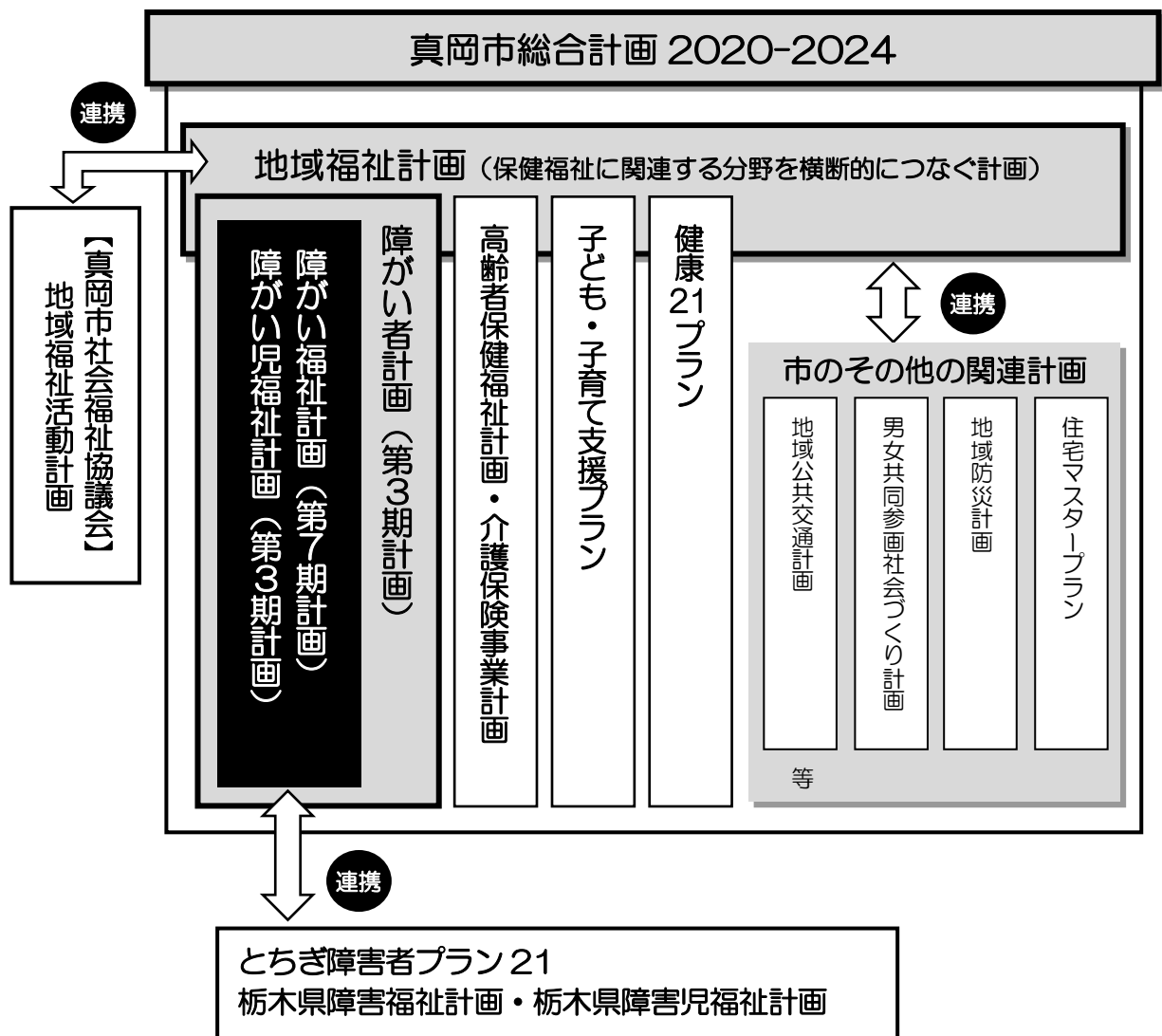
ただし、計画期間中において、法律や制度改正があった場合には、適宜必要な見直しをするものとします。





## 4 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「真岡市総合計画 2020-2024」をはじめ、関連する計画である「地域福祉計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「健康21プラン」などと整合性を図るとともに、栃木県の「とちぎ障害者プラン21」、「栃木県障害福祉計画・栃木県障害児福祉計画」等との整合性を図り策定しました。



## 5 計画の策定体制

### (1) 真岡市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定懇談会

本計画の策定にあたっては、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる（障害者総合支援法第88条第5項）こととなっていることから、身体・知的・精神の各障がい者団体の代表者、公募による市民の代表、学識経験者、保健・医療・福祉関係者からなる「真岡市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定懇談会」を設置し、幅広く意見を聴きました。

### (2) 真岡市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、「真岡市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員会」を設置し、庁内の各担当部門との連携・調整を行いました。

### (3) アンケート調査の実施

アンケート調査は、障がいのある人や障がいのある児童の、日常生活の状況や障害福祉サービスにおける利用状況や利用意向等を把握し、今後の施策に活かすことを目的に、令和5年7月に実施しました。

### (4) パブリックコメントの実施

パブリックコメントは、市民や関係者の意見を反映させるため、本計画（案）について、令和●年●月●日から令和●年●月●日までの期間で実施しました。

## 6 国における計画の基本的理念

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にあたっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（最終改正：令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）」における、以下の基本的理念を踏まえています。

### （1）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

### （2）障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がい者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、市町村を実施主体の基本とする。また、障害福祉サービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて障害福祉サービスの均てん化を図る。

各地方公共団体が策定する障害福祉計画等においても、難病患者等が障害者総合支援法に基づく給付の対象となっていることを踏まえ、難病患者等への支援を明確化し、計画を策定するにあたっては、難病患者や難病相談支援センター等の専門機関の意見を踏まえる。

### （3）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、入所等から地域生活への移行については、適切に意思決定支援を行いつつ、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

また、市町村は、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活支援拠点等を整備するとともに、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要がある。

こうした拠点等の整備にあわせて、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行う必要がある。なお、地域生活支援拠点等の整備・運営に当たっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた、効果的な連携を確保する必要がある。

さらに、精神障がい者の地域生活への移行を進めるにあたっては、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取り組みの推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要である。これを踏まえ、精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

#### （４）地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、令和3年4月に施行された地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律による改正後の社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。その際、市町村は同法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

- ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を、中心的に担う機能を備えた相談支援
- ② 相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能、及び住民同士が出会い参加することのできる場や、居場所の確保の機能を備えた支援

## （５）障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援を通じて、障がい児支援の均てん化を図り、地域支援体制の構築を図る。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらには、障がい児が地域の保育や教育を受けることができるように支援することで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき、協働する包括的な支援体制を構築する。

## （６）障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図る必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障がい福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。

## （７）障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。その際、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指すことが重要である。

特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律を踏まえ、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図る。

## 第 2 章

---

### 真岡市障がい者計画（第3期計画） の基本的な考え方





# 1 計画の理念

「真岡市障がい福祉計画（第7期計画）」及び「真岡市障がい児福祉計画（第3期計画）」は、本市が取り組むべき障がい者・児に対する福祉施策の基本方向を定めた計画である「真岡市障がい者計画（第3期計画）」の内、主として障害福祉サービスの分野を受け持つ計画であることから、以下の真岡市障がい者計画（第3期計画）の理念をもって、本計画の理念とします。



**すべての人がともに生きる**

**やさしさのあるまちづくり**



## 2 真岡市障がい者計画（第3期計画）の基本目標

基本理念の実現に向けて、次の5つの基本目標を掲げ、計画の推進を図ります。

### 基本目標1 ともに生きる社会の実現

障がいのある人に対する社会の偏見や差別といった社会的障壁が取り除かれるよう、障害者差別解消法の趣旨に基づき、差別解消に向けて取り組みます。福祉教育等を通じて、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための啓発活動を、より一層推進していきます。また、障害者虐待防止法に基づき、障がいのある人への虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利擁護のための取組を推進します。

### 基本目標2 地域での暮らしを支える生活支援の充実

障がいのある人の地域での生活（暮らし）を支えるため、相談支援体制の強化や地域福祉活動の促進、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。さらに、保健・医療との連携などを図りながら、地域生活支援拠点の整備について検討するなど、地域社会全体でサポート体制の構築に努めます。

### 基本目標3 障がい児支援の充実

地域社会の一員として、障がいのある子どもの成長を支えていくため、保健・医療・福祉、教育、就労等の連携強化により、子どもの成長に応じた適切な支援が引き継がれる体制の整備を図ります。

また、共生社会の形成につながるように、障がいの有無にとらわれず、子ども同士の交流機会や共に学ぶ機会の拡充を図りながら、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合うことの大切さを学べる環境づくりを目指します。

### 基本目標4 社会参加の拡充

障がいのある人が、適性と能力に応じて可能な限り仕事を持ち、継続して働けるように、雇用・就労支援の充実を図ります。また、障がいのある人の多様な社会活動への参加を促進するため、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動の振興、交流機会の拡充、移動支援などに取り組みます。

### 基本目標5 安全・安心で暮らしやすいまちづくり

障がいのあるなしに関わらず、誰もが安心して暮らせるようにバリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえたまちづくりや情報提供の充実、居住支援を推進します。また、地域住民や関係機関との連携を図りながら、防災や防犯対策に取り組みます。

### 3 真岡市障がい者計画（第3期計画）の施策の体系

基本理念

すべての人がともに生きる  
やさしさのあるまちづくり

基本目標

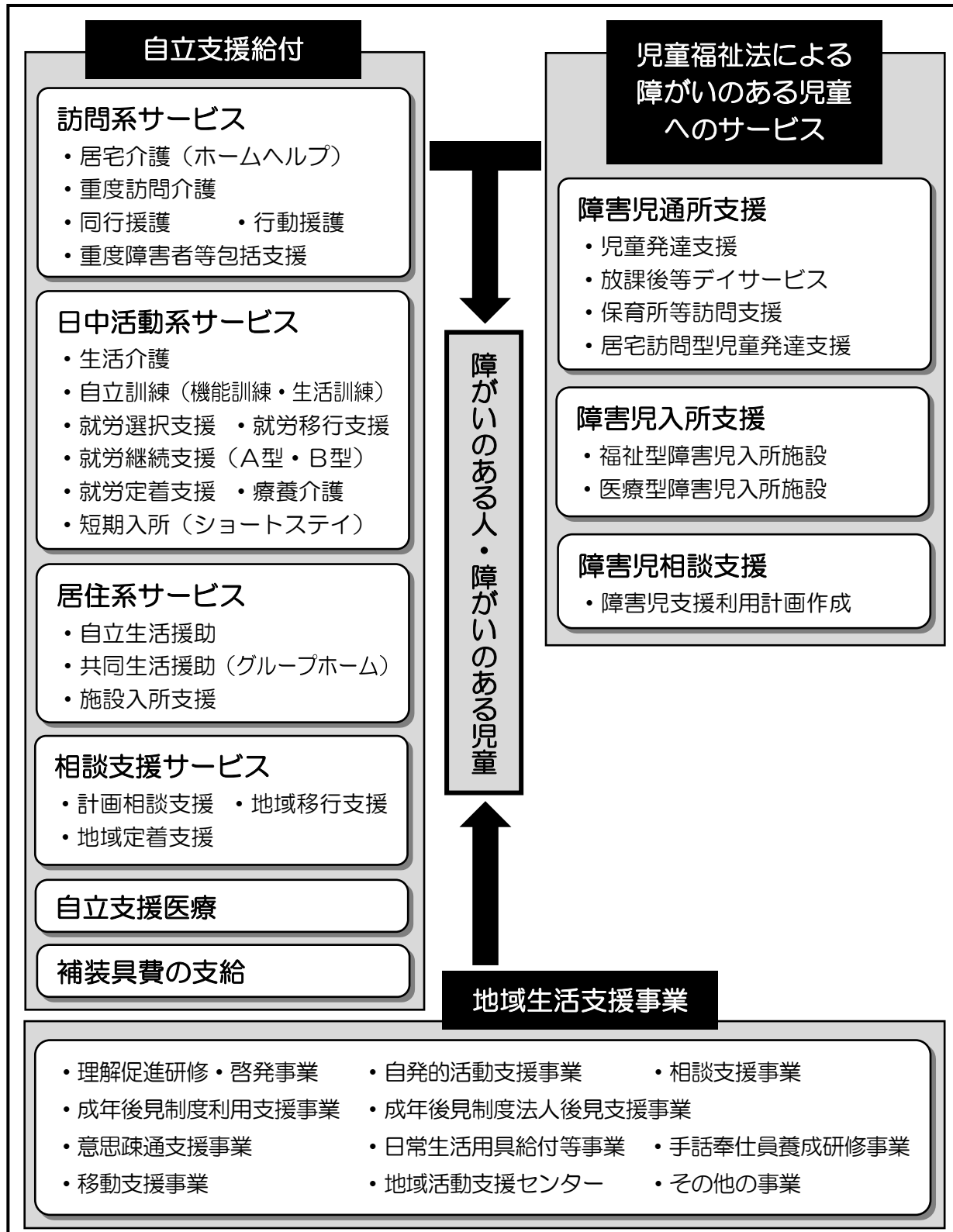
- 1. とともに生きる社会の実現
- 2. 地域での暮らしを支える生活支援の充実
- 3. 障がい児支援の充実
- 4. 社会参加の拡充
- 5. 安全・安心で暮らしやすいまちづくり

施策

- (1) 相互理解の促進
- (2) 差別解消の推進
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 行政における配慮の推進
- (1) 相談体制の充実
- (2) 地域生活を支えるサービスの充実
- (3) 地域の福祉力の向上
- (4) 地域の保健・医療体制の充実
- (1) 切れ目のない支援体制の充実
- (2) 個性や特性に応じた能力を伸ばす教育の推進
- (1) 雇用・就労の支援
- (2) 社会参加の促進
- (1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
- (2) 情報提供の充実
- (3) 安心して暮らせる住まいの確保
- (4) 防災・防犯・感染症対策等の推進

## 4 障害福祉サービス等の体系

障がいのある人、障がいのある児童を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法によるサービス体系は、以下のようになっています。



# 第 3 章

---

## 障がい児者を取り巻く現状と課題



# 1 本市における障がい者の現状

## (1) 人口の推移

本市の総人口及び世帯数は、令和5年4月1日現在、77,578人、30,717世帯で、1世帯あたりの人口は2.53人となっています。平成30年から総人口は1,836人の減少となっています。

総人口は、減少傾向にある一方で、世帯数は平成30年と比較すると1,464世帯の増加で、世帯数の増加に伴い、1世帯あたりの人口は減少傾向となっています。

### ■人口の推移（各年4月1日現在）

（単位：人・世帯）

区 分	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
総人口	79,414	79,324	78,874	78,144	77,635	77,578
男性	40,058	40,033	39,815	39,499	39,207	39,228
女性	39,356	39,291	39,059	38,645	38,428	38,350
世帯数	29,253	29,734	30,056	29,788	30,079	30,717
1世帯あたりの 人口	2.71	2.67	2.62	2.62	2.58	2.53

資料：毎月人口統計調査

## (2) 身体障がい者の現状

本市の身体障がい者の現状は、令和5年4月1日現在で 2,708 人となっています。身体障害者手帳所持者に占める 65 歳以上の割合は 71.4%と、高齢者が約7割を占めており、平成 30 年以降、増加傾向となっています。

障がい種類別身体障害者手帳所持者の推移をみると、全体的には肢体不自由の占める割合が高くなっています。

障がい等級別身体障害者手帳所持者の状況をみると、1 級の重度障がい者が 32.6%で最も高い割合となっており、その障がいの種類をみると、内部障がい が 6割を占めています。

### ■年齢別身体障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

区 分	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
18 歳未満 (障がい児)	48	48	42	42	44	41
18 歳～64 歳	796	758	748	737	730	733
65 歳以上 (介護保険対象者)	1,857	1,807	1,804	1,895	1,944	1,934
合 計	2,701	2,613	2,594	2,674	2,718	2,708
総人口	79,414	79,324	78,874	78,144	77,635	77,578
手帳所持者の高齢化率	68.8%	69.2%	69.5%	70.9%	71.5%	71.4%

資料：身体障害者手帳統計資料



## ■障がい種類別身体障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

区分	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
視覚	164	165	165	168	168	170
聴覚・平衡	279	261	257	263	275	286
音声・言語・そしゃく	40	38	34	35	37	37
肢体不自由	1,318	1,277	1,250	1,253	1,257	1,213
内部	791	767	785	843	872	887
複合	109	105	103	112	109	115
合計	2,701	2,613	2,594	2,674	2,718	2,708

資料：身体障害者手帳統計資料

## ■障がい等級別・年齢別身体障害者手帳所持者の状況（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満 （障がい児）	15	10	8	2	3	3	41
18歳～64歳	274	110	95	154	50	50	733
65歳以上 （介護保険対象者）	594	264	309	485	123	159	1,934
合計	883	384	412	641	176	212	2,708
	32.6%	14.2%	15.2%	23.7%	6.5%	7.8%	100.0%

資料：身体障害者手帳統計資料

■障がい等級・障がい種類別身体障害者手帳所持者の状況（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

区分	視覚	聴覚・ 平衡	音声・言語・ そしゃく	肢体 不自由	内部	複合	合計
1級	68	0	0	196	548	71	883
	7.7%	0.0%	0.0%	22.2%	62.1%	8.0%	100.0%
2級	44	66	0	247	4	23	384
	11.5%	17.2%	0.0%	64.3%	1.0%	6.0%	100.0%
3級	12	42	24	224	96	14	412
	2.9%	10.2%	5.8%	54.4%	23.3%	3.4%	100.0%
4級	12	75	13	296	239	6	641
	24.0%	11.7%	2.0%	46.2%	37.3%	0.9%	100.0%
5級	24	1	0	150	0	1	176
	13.6%	0.6%	0.0%	85.2%	0.0%	0.6%	100.0%
6級	10	102	0	100	0	0	212
	4.7%	48.1%	0.0%	47.2%	0.0%	0.0%	100.0%

### (3) 知的障がい者の現状

本市の知的障がい者の現状は、令和5年4月1日現在、911人で、平成30年以降、増加傾向となっています。

程度別療育手帳所持者の状況をみると、B2（軽度）が34.4%で最も高く、次いでB1（中度）が31.5%、A2（重度）が21.6%となっています。

#### ■年齢別療育手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

区分	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
18歳未満 （障がい児）	229	242	248	240	236	231
18歳～64歳	484	510	534	557	583	608
65歳以上 （介護保険対象者）	55	55	58	66	69	72
合計	768	807	840	863	888	911
総人口	79,414	79,324	78,874	78,144	77,635	77,578
手帳所持者の高齢化率	7.2%	6.8%	6.9%	7.6%	7.8%	7.9%

資料：療育手帳交付者台帳

#### ■程度別・年齢別療育手帳所持者の状況（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

区分	A1 （最重度）	A2 （重度）	A	B1 （中度）	B2 （軽度）	B	合計
18歳未満 （障がい児）	19	31	0	59	122	0	231
18歳～64歳	84	131	2	203	186	2	608
65歳以上 （介護保険対象者）	3	35	3	25	5	1	72
合計	106	197	5	287	313	3	911
	11.6%	21.6%	0.5%	31.5%	34.4%	0.3%	100.0%

資料：療育手帳交付者台帳

（注）区分A・Bは、昭和52年度以前に判定を受けた手帳所持者

#### (4) 精神障がい者の現状

本市の精神障がい者の現状は、令和5年4月1日現在、精神障害者保健福祉手帳所持者は621人、自立支援医療費（精神通院）受給者は1,048人で、平成30年と比較すると、どちらも大幅に増えています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、2級が54.6%で最も高く、次いで3級が28.3%、1級が17.1%となっています。

疾病別自立支援医療費（精神通院）受給者の状況をみると、躁うつ病・うつ病の占める割合が多くなっています。

このように、精神障がい者が、身体障がい者及び知的障がい者と比較して増加率が高いことの要因に、社会情勢の急激な変化によるストレスなどから、心の健康に問題を持つ人が増えていること等が考えられます。

#### ■精神障害者保健福祉手帳所持者・自立支援医療費（精神通院）受給者の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

区 分	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
手帳所持者	390	430	475	529	568	621
自立支援医療費（精神通院）受給者	717	778	840	868	1,004	1,048

資料：栃木県調べ

#### ■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

区 分	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
1 級	99	105	112	118	98	106
	25.4%	24.4%	23.6%	22.3%	17.3%	17.1%
2 級	218	237	265	290	306	339
	55.9%	55.1%	55.8%	54.8%	53.9%	54.6%
3 級	73	88	98	121	164	176
	18.7%	20.5%	20.6%	22.9%	28.9%	28.3%
合 計	390	430	475	529	568	621

資料：栃木県調べ

### ■疾病別自立支援医療費（精神通院）受給者の推移（各年4月1日現在）

(単位：人)

区 分	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
統合失調症	265	266	280	266	275	280
躁うつ病・うつ病	278	300	320	341	405	430
てんかん	68	79	89	86	99	102
認知症等の脳機能障がい	12	16	20	26	24	22
薬物関連障がい(依存症等)	8	10	10	8	12	11
その他	86	107	121	141	189	203
合 計	717	778	840	868	1,004	1,048

資料：栃木県調べ

### (5) 難病患者の現状

特定疾患の対象は、指定難病と小児慢性特定疾病であり、令和5年4月現在、指定難病は338疾病、小児慢性特定疾病は788疾病となります。

令和5年4月1日現在、指定難病受給者証及び小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けている人は643人で、平成30年と比較すると107人の増加となっています。

### ■特定医療費（指定難病）受給者証交付者・小児慢性特定疾病医療費受給者証交付者の推移（各年4月1日現在）

(単位：人)

区 分	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
18歳未満 (障がい児)	105	92	85	90	97	89
18歳以上	431	459	480	527	538	554
合 計	536	551	565	617	635	643
総人口	79,414	79,324	78,874	78,144	77,635	77,578

資料：栃木県調べ

(6) 発達障がい者の現状

発達障害者支援法において「発達障がい」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。また「発達障がい者」とは、発達障がいを有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者で、「発達障がい児」とは、発達障がいのうち18歳未満のものとされています。医学的には発達障がいの診断基準は明確化されておらず、また発達障がい者（児）を対象とした手帳の交付制度がないため、発達障がいのある人の人数を正確に把握することは困難な状況となっています。

なお、本市の特別支援学級に在籍している児童・生徒数は、令和5年5月1日現在で356人と、平成30年と比較すると153人の増加となっています。

■特別支援学級在籍児童・生徒数（各年5月1日現在）【参考】

(単位：人)

区 分		小学校	中学校	計
平成 30 年	児童・生徒数	4,479	2,319	6,798
	知的	63	50	113
	自閉・情緒	56	34	90
	計	119	84	203
	児童・生徒数に対する割合	2.66%	3.62%	
令和 3 年	児童・生徒数	4,343	2,222	6,565
	知的	101	39	140
	自閉・情緒	76	40	116
	計	177	79	256
	児童・生徒数に対する割合	4.08%	3.56%	
令和 4 年	児童・生徒数	4,229	2,247	6,476
	知的	119	51	170
	自閉・情緒	91	44	135
	計	210	95	305
	児童・生徒数に対する割合	4.97%	4.23%	
令和 5 年	児童・生徒数	4,192	2,172	6,364
	知的	134	64	198
	自閉・情緒	118	40	158
	計	252	104	356
	児童・生徒数に対する割合	6.01%	4.79%	

資料：市学校教育課調べ

(注1) 知的学級と自閉・情緒学級は、児童・生徒の特性が異なるため別学級

(注2) 診断等が出ていても保護者が希望しない場合は、普通学級に在籍している児童生徒もいる。

## 2 アンケート調査から見る障がいのある人の現状

### (1) 調査の概要

#### ①調査の目的

「真岡市障がい福祉計画（第7期計画）」及び「真岡市障がい児福祉計画（第3期計画）」を策定するにあたり、真岡市の障がいのある人の実情やニーズ、障害福祉サービスの利用状況や利用意向等を把握し、計画に反映するための基礎資料とするため実施しました。

#### ②調査対象者

市内にお住まいの身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、特定疾患福祉手当受給者、障害児通所支援利用者を対象に、2,400人を無作為抽出により実施しました。

#### ③調査時期及び調査方法

- 調査時期：令和5年7月から令和5年8月まで
- 調査方法：郵送による配布、回収

#### ④回収結果

調査対象者	配布（人）	回収（人）	回収率（％）
身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 特定疾患福祉手当受給者 障害児通所支援利用者	2,400	1,178	49.1％

#### ⑤調査結果（抜粋）の見方について

- 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しているため、その合計値が100%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100%を超える場合があります。

## (2) 調査結果 (抜粋)

### ①年齢構成

年齢構成について、全体では「75歳以上」が28.8%で最も高く、次いで「40～64歳」が23.3%、「65～74歳」が21.6%となっています。

	全体 n=1,178	身体障がい者 n=709	知的障がい者 n=225	精神障がい者 n=137	難病患者 n=207	0～17歳 n=117
0～5歳	1.5	0.1	4.0	0.0	0.5	15.4
6～11歳	5.2	0.7	14.2	1.5	3.4	52.1
12～17歳	3.2	0.3	13.8	2.2	1.4	32.5
18～39歳	14.9	6.3	42.2	32.1	15.9	0.0
40～64歳	23.3	22.0	16.0	49.6	28.0	0.0
65～74歳	21.6	28.2	4.9	8.8	27.5	0.0
75歳以上	28.8	41.5	2.2	5.1	22.2	0.0
無回答	1.5	0.8	2.7	0.7	1.0	0.0



年齢構成については、障がいのある人の高齢化が進んでいることから、障害福祉サービスと介護保険サービスの連携を図り、必要とされるサービスが適切に提供されるよう、体制を整えることが重要となります。

#### ◆真岡市障がい者計画（第3期計画）

関連施策 ⇒ 2. 地域での暮らしを支える生活支援の充実：(2) 地域生活を支えるサービスの充実

#### ■経年比較：上位3位

##### 【令和2年調査】

- ・40～64歳 .....32.5%
- ・65～74歳 .....26.0%
- ・75歳以上 .....17.7%



## ②将来の暮らしの希望

将来の暮らしの希望について、全体では「家族と暮らしたい」が61.8%で最も高く、次いで「一人暮らしをしたい」が15.6%、「障がい者入所施設で暮らしたい」が4.8%となっています。

	全体 n=1,178	身体障がい者 n=709	知的障がい者 n=225	精神障がい者 n=137	難病患者 n=207	0~17歳 n=117
一人暮らしをしたい	15.6	14.8	10.2	26.3	14.0	12.0
家族と暮らしたい	61.8	66.1	45.8	48.2	71.5	62.4
グループホームで暮らしたい	4.2	1.7	14.2	8.0	1.9	5.1
障がい者入所施設で暮らしたい	4.8	4.9	13.3	3.6	4.3	6.0
高齢者施設で暮らしたい	4.6	5.2	2.2	2.2	3.9	0.0
その他	4.4	3.2	8.0	8.0	1.9	8.5
無回答	4.5	3.9	6.2	3.6	2.4	6.0



将来の暮らしについては、障がいのある人が希望する暮らしを実現できるよう、住まいの場の確保に努める必要があります。

### ◆真岡市障がい者計画（第3期計画）

- 関連施策 ⇒ 2. 地域での暮らしを支える生活支援の充実：(2) 地域生活を支えるサービスの充実  
5. 安全・安心で暮らしやすいまちづくり：(3) 安心して暮らせる住まいの確保

### ■経年比較：上位3位

#### 【令和2年調査】

- ・家族と暮らしたい.....68.1%
- ・一人暮らしをしたい.....11.6%
- ・障がい者入所施設で暮らしたい.....5.0%

### ③保育園や幼稚園、学校などに望むこと

保育園や幼稚園、学校などに望むことについて、全体では「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」が49.2%で最も高く、次いで「能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい」が45.8%、「個別指導を充実してほしい」が36.4%となっています。

	全体 n=118	身体障がい者 n=6	知的障がい者 n=74	精神障がい者 n=5	難病患者 n=8	0~17歳 n=109
就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい	49.2	33.3	55.4	60.0	25.0	48.6
能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい	45.8	16.7	45.9	60.0	12.5	45.9
個別指導を充実してほしい	36.4	16.7	37.8	60.0	37.5	36.7
施設、設備、教材を充実してほしい	28.8	50.0	33.8	60.0	25.0	28.4
通常の学級との交流の機会を増やしてほしい	11.0	16.7	9.5	0.0	12.5	11.0
障がいの状況にかかわらず通常の学級で受け入れてほしい	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0	3.7
医療的なケアが受けられるようにしてほしい	3.4	16.7	4.1	0.0	12.5	3.7
特に望むことはない	28.0	83.3	21.6	40.0	12.5	21.1
その他	8.5	16.7	10.8	40.0	12.5	7.3
無回答	1.7	0.0	2.7	0.0	12.5	1.8



保育園や幼稚園、学校などでは、障がいのある児童・生徒の一人ひとりの状況に応じた教育支援や進路相談の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化していく必要があります。

◆真岡市障がい者計画（第3期計画）

関連施策 ⇒ 3. 障がい児支援の充実：（2）個性や特性に応じた能力を伸ばす教育の推進

■経年比較：上位3位

【令和2年調査】

- ・能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい……………52.4%
- ・就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい……………47.6%
- ・個別指導を充実してほしい……………36.5%

#### ④就労支援として必要なこと

障がいのある人への就労支援として必要なことについて、全体では「職場の障がいのある人への理解」が41.5%で最も高く、次いで「健康状態に合わせた短時間勤務や勤務日数の配慮」が34.0%、「通勤の手助けや手段の確保」が28.6%となっています。

	全体 n=1,178	身体障がい者 n=709	知的障がい者 n=225	精神障がい者 n=137	難病患者 n=207	0~17歳 n=117
職場の障がいのある人への理解	41.5	34.4	53.8	56.9	44.0	65.0
健康状態に合わせた短時間勤務や勤務日数の配慮	34.0	29.6	31.1	54.7	40.1	42.7
通勤の手助けや手段の確保	28.6	23.3	44.4	39.4	27.5	46.2
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	25.7	28.2	23.1	21.2	28.0	21.4
通勤することなく自宅で働ける職種があること	23.9	21.7	21.3	36.5	28.5	29.1
仕事についての職場外での相談対応、支援	23.6	17.6	30.7	42.3	23.2	41.0
働くための就労訓練等支援の充実	22.4	16.1	34.7	30.7	20.8	47.0
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	21.8	15.5	36.9	35.8	21.7	47.0
職場で介助や援助等が受けられること	19.9	15.9	33.8	24.8	17.4	38.5
その他	4.2	4.9	3.1	4.4	4.3	4.3
無回答	31.3	37.8	24.0	13.9	29.5	18.8



就労支援として必要なことは、企業に対して、障がい者雇用についての情報提供や理解促進を図るなど、雇用の場の拡充に向けた取り組みを推進し、障がいのある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の定着に向けて、障がいのある人と雇用者の相談・支援体制を構築していく必要があります。

◆真岡市障がい者計画（第3期計画）

関連施策 ⇒ 4. 社会参加の拡充：（1）雇用・就労の支援

■経年比較：上位3位

【令和2年調査】

- ・職場の障がいのある人への理解……………44.1%
- ・健康状態に合わせた短時間勤務や勤務日数の配慮……………36.1%
- ・通勤の手助けや手段の確保……………28.2%

⑤子育てをする上で、早期に適切な支援を受けるために必要なこと  
 (18歳未満の障がいのある児童の保護者を対象とした質問)

子育てをする上で、早期に適切な支援を受けるために必要なことについて、全体では「専門的な療育訓練を充実させる」が64.1%で最も高く、次いで「専門家による相談体制を充実させる」が62.4%、「関連するサービスについての情報提供を充実させる」が43.6%となっています。

	全体 n=117	身体障がい者 n=8	知的障がい者 n=72	精神障がい者 n=5	難病患者 n=11
専門的な療育訓練を充実させる	64.1	87.5	75.0	60.0	63.6
専門家による相談体制を充実させる	62.4	75.0	62.5	80.0	36.4
関連するサービスについての情報提供を充実させる	43.6	37.5	47.2	40.0	27.3
乳幼児の健康診断を充実させる	35.0	25.0	34.7	20.0	18.2
居宅訪問による相談や支援サービスの提供	20.5	37.5	22.2	40.0	27.3
電話・メールによる相談支援体制を充実させる	16.2	12.5	16.7	40.0	9.1
その他	11.1	0.0	11.1	20.0	18.2
特になし	6.0	0.0	5.6	20.0	0.0
無回答	4.3	0.0	5.6	0.0	18.2



障がい児の保護者が子育てをする上で望んでいることは、早期からの専門的な療育訓練や、専門家による相談支援を受けることができる支援体制であり、切れ目のない一貫した支援を行えるよう、関係機関を通してわかりやすく情報提供を行うことが必要です。

◆真岡市障がい者計画（第3期計画）

関連施策 ⇒ 3. 障がい児支援の充実：(1) 切れ目のない支援体制の充実

■経年比較：上位3位

【令和2年調査】

- ・専門的な療育訓練を充実させる.....83.9%
- ・専門家による相談体制を充実させる.....75.8%
- ・関連するサービスについての情報提供を充実させる.....45.2%

⑥現在や今後の生活での困りごとや不安なこと

現在や今後の生活での困りごとや不安なことについて、全体では「生活費について」が41.8%で最も高く、次いで「障がいや病気のこと」が40.8%、「介助してくれる人について」が27.6%となっています。

	全体 n=1,178	身体障がい者 n=709	知的障がい者 n=225	精神障がい者 n=137	難病患者 n=207	0~17歳 n=117
生活費について	41.8	39.2	42.2	65.7	41.1	39.3
障がいや病気のこと	40.8	40.6	38.7	59.1	46.4	34.2
介助してくれる人について	27.6	29.6	31.6	28.5	29.0	25.6
家事など日常生活のこと	21.5	19.3	27.6	32.1	19.3	21.4
親の高齢化について	20.4	11.1	50.2	48.9	13.5	35.9
就職・仕事について	14.3	5.9	28.4	40.9	11.6	41.0
住宅・生活の場所について	11.5	8.3	20.9	21.9	9.2	23.1
ごみ出しに関すること	11.2	11.7	11.6	13.9	9.2	9.4
家族や地域との関係に関する こと	10.7	7.5	15.6	27.7	8.7	17.1
話し相手に関すること	10.5	7.1	18.2	21.9	6.3	11.1
災害・犯罪に関すること	9.6	8.2	19.6	13.9	5.8	17.9
恋愛や結婚に関すること	8.1	3.7	19.1	20.4	5.8	17.9
情報収集に関すること	7.8	6.2	12.4	16.1	4.3	16.2
学校・職場などの人間関係 に関すること	7.7	1.4	18.2	18.2	5.3	35.0
進学・学校生活について	5.4	0.3	15.1	3.6	1.4	51.3
特に不安はない	12.4	14.0	7.1	5.1	12.1	6.8
わからない	4.4	3.9	5.3	2.9	4.3	5.1
その他	3.1	3.2	2.7	3.6	2.9	2.6
無回答	9.1	10.7	4.9	5.1	8.7	3.4



障がいのある人やその家族にとって、現在や今後の生活での困りごとや不安の解消のためには、地域生活を支援する様々なサービスの提供基盤を整備・拡充することが必要です。

◆真岡市障がい者計画（第3期計画） 関連施策 ⇒ 全般

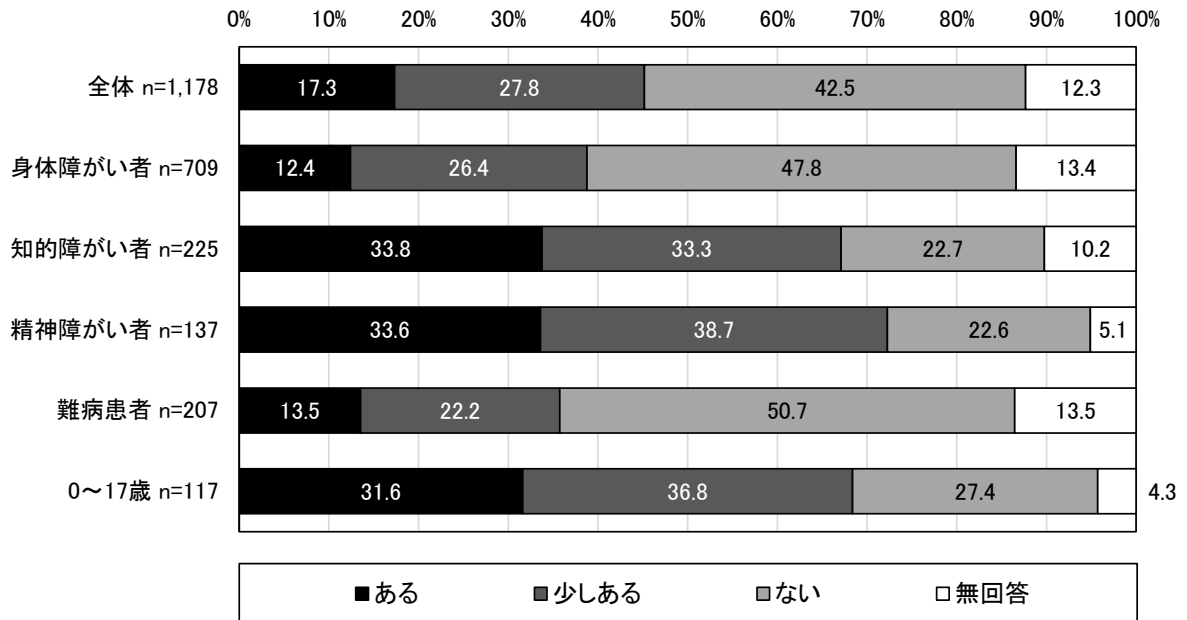
■経年比較：上位5位

【令和2年調査】

・障がいや病気のこと	42.2%
・生活費について	41.0%
・介助してくれる人について	28.2%
・家事など日常生活のこと	23.0%
・親の高齢化について	20.9%

⑦障がいがあることで、差別や嫌な思いをする（した）ことの有無

障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無について、全体では「ない」が42.5%で最も高く、次いで「少しある」が27.8%、「ある」が17.3%となっています。「ある」と「少しある」の合計値は45.1%となっています。



地域の中では、依然として差別事象が発生している状況がうかがえることから、不当な差別や社会的な障壁がなくなるよう、相互理解や啓発活動等に継続的に取り組んでいく必要があります。

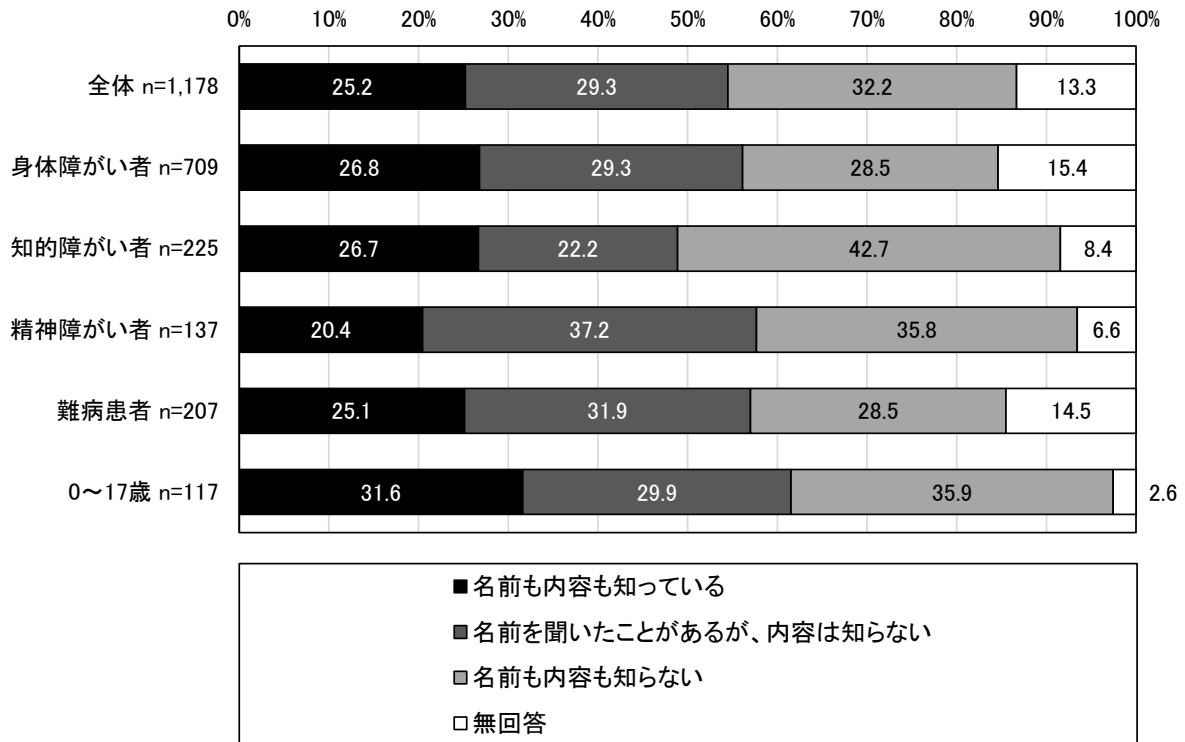
◆真岡市障がい者計画（第3期計画）

関連施策 ⇒ 1. とともに生きる社会の実現：(2) 差別解消の推進

**■経年比較：「ある」「少しある」の合計値**  
**【令和2年調査】**  
 ・ある(19.0%)、少しある(25.5%)の合計値…………… 44.5%

⑧成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度について、全体では「名前も内容も知らない」が32.2%で最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が29.3%、「名前も内容も知っている」が25.2%となっています。



成年後見制度については、制度の理解を広げる取り組みとともに、相談体制の充実を図り、利用促進に向け、制度の周知を図る必要があります。

◆真岡市障がい者計画（第3期計画）

関連施策 ⇒ 1. とともに生きる社会の実現：（3）権利擁護の推進

■経年比較：「名前も内容も知っている」

【令和2年調査】

・名前も内容も知っている……………23.9%



### ⑨障害福祉サービス等の利用状況及び利用意向

障害福祉サービス等の利用状況及び利用意向については、各障がい者の種別及び障がい児（0～17歳）のアンケート結果の上位5位までをまとめたものが下表となっています。

#### ■身体障がい者数 n=709

##### ・障害福祉サービスの現在の利用状況 「利用している」と答えた割合

1位	2位	3位	4位	5位
生活介護	計画相談支援	自立訓練 (機能訓練)	居宅介護 (ホームヘルプ)	短期入所 (ショートステイ)
8.2%	7.2%	6.5%	6.3%	4.7%

##### ・地域生活支援事業の現在の利用状況 「利用している」と答えた割合

1位	2位	3位	4位	5位
日常生活用具給付事業	相談支援事業 (一般的な相談)	日中一時支援事業	移動支援事業	要約筆記奉仕員派遣事業
7.5%	2.5%	2.3%	1.1%	0.7%

##### ・障害福祉サービスの今後の利用意向 「すぐ利用したい」と答えた割合

1位	2位	3位	4位	5位
生活介護	自立訓練 (機能訓練)	短期入所 (ショートステイ)	計画相談支援	居宅介護 (ホームヘルプ)
2.3%	2.1%	2.0%	1.7%	1.6%

##### ・地域生活支援事業の今後の利用意向 「すぐ利用したい」と答えた割合

1位	2位	3位	4位	4位
日常生活用具給付事業	日中一時支援事業	移動支援事業	相談支援事業 (一般的な相談)	要約筆記奉仕員派遣事業
1.8%	1.1%	0.8%	0.7% (同位)	0.7% (同位)

■知的障がい者数 n=225

・障害福祉サービスの現在の利用状況 「利用している」と答えた割合

1位	2位	3位	4位	5位
計画相談支援	放課後等デイサービス	生活介護	就労継続支援（B型）	児童発達支援
42.7%	20.0%	17.3%	14.2%	11.6%

・地域生活支援事業の現在の利用状況 「利用している」と答えた割合

1位	2位	3位	4位	5位
日中一時支援事業	相談支援事業（一般的な相談）	日常生活用具給付事業	移動支援事業	成年後見制度利用支援事業
14.2%	11.6%	4.0%	3.1%	1.8%

・障害福祉サービスの今後の利用意向 「すぐ利用したい」と答えた割合

1位	2位	3位	4位	4位
計画相談支援	放課後等デイサービス	生活介護	短期入所（ショートステイ）	児童発達支援
12.4%	6.2%	4.9%	4.0%（同位）	4.0%（同位）

・地域生活支援事業の今後の利用意向 「すぐ利用したい」と答えた割合

1位	2位	3位	4位	5位
相談支援事業（一般的な相談）	日中一時支援事業	移動支援事業	成年後見制度利用支援事業	日常生活用具給付事業
4.0%	3.6%	2.7%	1.3%	0.9%

■精神障がい者数 n=137

・障害福祉サービスの現在の利用状況 「利用している」と答えた割合

1位	2位	3位	4位	5位
計画相談支援	就労継続支援 (B型)	就労継続支援 (A型)	共同生活援助 (グループホーム)	居宅介護 (ホームヘルプ) 生活介護
19.0%	11.7%	10.2%	8.8%	5.1%

・地域生活支援事業の現在の利用状況 「利用している」と答えた割合

1位	2位	3位	4位	4位	4位	4位
相談支援事業(一般的な相談)	移動支援事業	地域活動支援センター事業	障害者理解促進研修・啓発事業	成年後見制度利用支援事業	日常生活用具給付事業	日中一時支援事業
10.2%	3.6%	2.2%	0.7% (同位)	0.7% (同位)	0.7% (同位)	0.7% (同位)

・障害福祉サービスの今後の利用意向 「すぐ利用したい」と答えた割合

1位	2位	3位	4位	4位
計画相談支援	就労継続支援 (B型)	就労継続支援 (A型)	短期入所 (ショートステイ)	共同生活援助 (グループホーム)
9.5%	5.8%	5.1%	3.6% (同位)	3.6% (同位)

・地域生活支援事業の今後の利用意向 「すぐ利用したい」と答えた割合

1位	2位	3位	3位	5位
相談支援事業(一般的な相談)	成年後見制度利用支援事業	障害者理解促進研修・啓発事業	地域活動支援センター事業	手話通訳者派遣事業 要約筆記奉仕員派遣事業 日常生活用具給付事業
4.4%	3.6%	1.5% (同位)	1.5% (同位)	0.7% (同位)

■難病患者数 n=207

・障害福祉サービスの現在の利用状況 「利用している」と答えた割合

1位	2位	3位	4位	5位
計画相談支援	居宅介護 (ホームヘルプ)	自立訓練 (機能訓練)	生活介護	短期入所 (ショートステイ)
				施設入所支援
9.2%	8.7%	6.3%	5.8%	4.3% (同位)

・地域生活支援事業の現在の利用状況 「利用している」と答えた割合

1位	2位	3位	4位	5位
日常生活用具給 付事業	相談支援事業 (一般的な相談)	日中一時支援事 業	移動支援事業	障害者理解促進 研修・啓発事業
				成年後見制度利 用支援事業
				地域活動支援セ ンター事業
8.7%	4.3%	3.4%	1.9%	1.0% (同位)

・障害福祉サービスの今後の利用意向 「すぐ利用したい」と答えた割合

1位	1位	3位	3位	5位
短期入所 (ショートステイ)	計画相談支援	居宅介護 (ホームヘルプ)	生活介護	行動援護
2.9% (同位)	2.9% (同位)	2.4% (同位)	2.4% (同位)	1.9%

・地域生活支援事業の今後の利用意向 「すぐ利用したい」と答えた割合

1位	2位	3位	3位	5位
日常生活用具給 付事業	日中一時支援事 業	相談支援事業 (一般的な相談)	成年後見制度利 用支援事業	
1.9%	1.4%	1.0% (同位)	1.0% (同位)	

■障がい児数（0～17歳）n=117

・障害福祉サービスの現在の利用状況 「利用している」と答えた割合

1位	2位	3位	4位	5位
放課後等デイサービス	計画相談支援	児童発達支援	短期入所 (ショートステイ)	自立訓練 (生活訓練)
57.3%	41.9%	35.9%	5.1%	4.3%

・地域生活支援事業の現在の利用状況 「利用している」と答えた割合

1位	2位	3位	4位	5位
相談支援事業 (一般的な相談)	日中一時支援事業	日常生活用具給付事業	移動支援事業	
10.3%	8.5%	2.6%	1.7%	

・障害福祉サービスの今後の利用意向 「すぐ利用したい」と答えた割合

1位	2位	3位	4位	5位
放課後等デイサービス	計画相談支援	児童発達支援	保育所等訪問支援	短期入所 (ショートステイ)
20.5%	17.9%	16.2%	4.3%	2.6%

・地域生活支援事業の今後の利用意向 「すぐ利用したい」と答えた割合

1位	1位	3位	4位	4位	4位
相談支援事業 (一般的な相談)	日中一時支援事業	成年後見制度 利用支援事業	日常生活用具 給付事業	移動支援事業	地域活動支援 センター事業
5.1% (同位)	5.1% (同位)	2.6%	1.7% (同位)	1.7% (同位)	1.7% (同位)

### ⑩障がい者や障がい児が住みよいまちをつくるために重要なこと

障がい者や障がい児が住みよいまちをつくるために重要なことについて、全体では「市民の障がい児者への理解を図るための、福祉教育や広報活動の充実」が34.6%で最も高く、次いで「働く場の確保」が32.9%、「公共交通の運賃の割引」が31.6%となっています。

	全体 n=1,178	身体障がい者 n=709	知的障がい者 n=225	精神障がい者 n=137	難病患者 n=207	0～17歳 n=117
市民の障がい児者への理解を図るための、福祉教育や広報活動の充実	34.6	31.0	41.8	43.8	30.9	54.7
働く場の確保	32.9	22.7	44.0	61.3	29.0	60.7
公共交通の運賃の割引	31.6	28.6	32.9	51.8	30.0	34.2
リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備	30.1	29.2	37.3	38.7	27.5	39.3
福祉窓口の一本化や、相談支援体制の充実	26.9	24.3	31.1	37.2	27.5	36.8
介護の必要な重度の障がい児者のための入所施設の整備	25.4	24.1	37.3	24.8	30.9	28.2
災害時における障がい児者の避難誘導体制の確立と安心安全の確保	25.3	22.0	37.3	30.7	23.2	39.3
社会福祉の専門的な人材の確保・養成	24.7	21.2	33.8	29.2	24.6	41.0
居宅介護等訪問系サービス実施促進	24.6	27.2	21.3	27.0	19.3	19.7
身近な地域で社会福祉活動を推進するための拠点となる施設の整備	24.5	21.9	32.4	26.3	24.2	35.0
障がい児者に配慮した道路・建物・駅などの整備	22.2	22.6	22.7	25.5	22.7	24.8
教育の充実	18.9	13.3	23.1	28.5	16.4	51.3
生活訓練を支援するための福祉作業所の整備	16.7	11.7	29.8	28.5	11.1	36.8
障がい児者に配慮した住宅の整備	16.2	13.7	17.8	25.5	16.9	24.8
障がい児者も参加しやすいスポーツ・余暇活動の援助や施設の整備	15.8	12.6	25.8	23.4	14.5	24.8
障がい児者に配慮した旅館・ホテル等の観光施設の改善、整備	13.6	12.7	19.1	19.0	12.6	17.9
障がい児者と市民がふれあう機会や場の充実	12.1	10.6	16.4	17.5	11.6	16.2
ボランティア活動の促進と地域福祉活動の充実	12.1	11.8	14.7	15.3	7.7	12.8
障がい者スポーツの普及、指導員の養成	10.5	8.2	16.4	13.9	8.2	16.2
その他	4.8	3.8	6.2	9.5	4.8	6.0
無回答	19.3	22.6	12.0	6.6	20.3	6.0



様々な障がい者施策がある中、障がい種別により重要だと考える施策も異なることがわかります。中長期的な視点を踏まえつつ、計画期間のなかで特に重点的に取り組むべき施策を考えながら、着実に施策を推進していく必要があります。

◆真岡市障がい者計画（第3期計画） 関連施策 ⇒ 全般

■経年比較：上位5位

【令和2年調査】

- ・公共交通の運賃の割引.....40.6%
- ・リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備.....34.7%
- ・働く場の確保.....34.5%
- ・福祉窓口の一本化や、相談支援体制の充実.....30.9%
- ・市民の障がい児者への理解を図るための、福祉教育や広報活動の充実.....30.5%

### 3 真岡市障がい者計画（第3期計画）における障がいのある人を取り巻く課題

#### 課題1 障がいに対する理解の促進

障がいのある人が、その人らしく安心して充実した生活を送るためには、障がいや障がいのある人に対する理解を一人一人が深めていくことが大切です。依然として差別事象が発生している状況がうかがえることから、不当な差別や社会的な障壁がなくなるよう、相互理解や啓発活動等を継続的に取り組んでいく必要があります。

##### 【現状】

アンケート調査結果では、住みよいまちをつくるためには、「市民の障がい児者への理解を図るための、福祉教育や広報活動の充実」を望む割合が最も高くなっていることから、引き続き、障がいに対する理解の促進を図る必要があります。

##### ◆課題解決のための具体的施策（真岡市障がい者計画（第3期計画）より）

相互理解の促進／障がいのある人に関するシンボルマークの周知／人権擁護委員の活動推進／福祉教育等の推進／障害者差別解消法の浸透／職員の窓口対応マニュアルの周知

#### 課題2 相談支援体制の充実

障がいの状態や生活環境、家族構成などにより、相談内容も多様化・複雑化しています。様々な相談を受けとめ、一人一人の生活に寄り添いながら、適切な支援やサービスにつなげていくことが重要です。相談対応にあたる人材の育成を図るとともに、関係機関や団体、他分野の機関とのネットワークを構築し、相談支援体制を総合的に充実していく必要があります。

##### 【現状】

新型コロナウイルス感染症の発生により、人との接触機会が制限されるなか、悩みや不安を抱えるものの、相談することができなかった人もいと想定されます。アンケート調査結果でも、福祉窓口の一本化、相談支援体制の充実を望む割合が高いことから、引き続き、総合相談窓口である、基幹相談支援センター（真岡市障害児者相談支援センター）を市民にわかりやすく周知するとともに、様々な相談に対応できる体制づくりを推進していく必要があります。

##### ◆課題解決のための具体的施策（真岡市障がい者計画（第3期計画）より）

相談支援体制の充実／切れ目のない相談支援が行える体制の確立／芳賀地区自立支援協議会への参加／相談支援事業所の設置運営／身体障害者行政相談／生活困窮者の相談の実施



### 課題3 多様化するニーズに対応した福祉サービスの充実

障がいのある人の高齢化とともに介助者的高齢化も進む中、“親亡き後”の不安の聲が高まっています。一人一人が希望するサービスを適切に利用できるような様々な媒体を活用した情報提供を充実させるとともに、在宅福祉サービス、日中活動の場、グループホームなど多様な福祉サービスの充実が重要です。また、自らの決定に基づき必要な支援を受けながら、社会参加できる社会が求められます。

#### 【現状】

今後、利用したいと思うサービスは、障がい種別により異なる傾向がみられますが、希望するサービスを適切に利用できるよう、多様な福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

#### ◆課題解決のための具体的施策（真岡市障がい者計画（第3期計画）より）

障害福祉サービス等の充実／地域生活支援事業の充実／高齢障がい者等への支援体制の強化  
／地域活動支援センターの運営／経済的支援の充実／生活福祉資金貸付事業の実施

### 課題4 障がいのある子どもの健やかな育成及び家族等への支援

医療的ケアが必要な児童や発達障がいのある児童など、障がいの重度化や課題が複合化する中、ニーズも多様化しています。障がいのある子どもへの支援は、本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援する必要があります。障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できる体制を構築するとともに、障がいのある子どものライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供することが大切です。また、障がい児支援サービスを利用することにより、地域の保育や教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包括（インクルージョン）を推進していく必要があります。さらには、保護者等が子どもの障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、保護者等に対する支援体制を確保していく必要があります。

#### 【現状】

アンケート調査結果では、専門的な療育訓練や、専門家による相談支援を望む割合が高いため、今後は、児童発達支援センターを中心に、専門的療育の提供及び相談支援体制の充実を図り、保護者等に対する支援体制を確保していく必要があります。

#### ◆課題解決のための具体的施策（真岡市障がい者計画（第3期計画）より）

相談支援体制の整備・充実／相談体制の整備／乳幼児期の発達相談の充実／訪問指導の充実  
／障がい児の保育・教育の推進／放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受け入れの  
推進／障がい児の療育の推進／発達障がい児の親への支援

## 課題5 就労支援の促進

就労は、障がいのある人が自立した生活を送る上で、経済面での役割だけでなく、社会参加を実現するという意味でも非常に重要な要素となります。そのため、障がいのある人の働く意欲を尊重し、就労機会の充実を図るとともに、障がいの特性に応じ、一般企業などへの就労や障がい者支援施設での福祉的な就労の場を確保する必要があります。また、障がいのある人を雇用する企業が、障がいの特性などを理解することが必要です。

### 【現状】

アンケート調査結果では、住みよいまちをつくるためには、「働く場の確保」を望む割合が高いことから、雇用の場の拡充に向けた取り組みを推進するとともに、障がい特性に応じた働き方ができるよう、就労後の相談体制の充実や、雇用側への障がい特性などに対する理解を促進していく必要があります。

### ◆課題解決のための具体的施策（真岡市障がい者計画（第3期計画）より）

障害者雇用の推進／農福連携の推進／優先調達の推進／特別支援学校との連携／福祉的就労の場の整備

## 課題6 安全・安心な生活環境の整備

障がいのある人が地域で安全・安心な生活を送るためには、生活環境を整備していくことが重要です。バリアフリーやユニバーサルデザインの観点に立ち、誰もが過ごしやすいまちづくりを進めていく必要があります。また近年、地震や風水害等の様々な自然災害が発生していることから、障がいのある人への配慮や感染症対策の充実を図り、安全で安心して避難できる体制及び環境が求められます。

### 【現状】

アンケート調査結果では、災害時の避難等に対するニーズが高いことから、平時から障がいのある人が自立した生活ができるような住環境を整備することが重要です。また、障がいのある人が、安全・安心な生活環境で生活できるよう、民間事業者や関係機関とも連携を図っていく必要があります。

### ◆課題解決のための具体的施策（真岡市障がい者計画（第3期計画）より）

バリアフリー化等による人にやさしいまちづくりの推進／防災体制の整備・強化／災害時の地域支援体制の整備／NET119（Web119）の活用推進／FMもおかの活用／防犯対策の推進／感染症対策の推進

# 第 4 章

---

## 障がい福祉計画及び 障がい児福祉計画の実施計画



# 1 令和8年度の数値目標

## (1) 施設入所から地域生活への移行

施設入所から地域生活への移行については、国の基本指針に基づき第6期での方針を踏襲することにより数値目標を次のように設定し、グループホームの充実や、自立訓練事業、自立生活援助等の推進により、地域生活への移行を進めます。

### <国の基本指針>

- 令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。【県の目標値：1.4%以上】
- 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から、5%以上の削減を基本とする。【県の目標値：現状維持】

項目	令和4年度【実績値】
施設入所者数	73人

項目	令和8年度【目標値】
地域生活移行者数	2人
施設入所者削減者数	現状維持

## (2) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、数値目標を設定しました。

今後も、就労の場の掘り起こしや関係機関のネットワークを強化充実することにより、就労移行支援事業等を推進し、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就労支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行を促進します。また、一般就労へ移行した後の支援として、就労定着支援事業の利用促進を図り、安定した就労を推進します。

### <国の基本指針>

- 令和8年度中に福祉施設から一般就労へ移行した者が、令和3年度実績の1.28倍以上になることを基本とする。(就労移行支援事業所：1.31倍以上／就労継続支援A型：1.29倍以上／就労継続支援B型：1.28倍以上)【県の目標値：同値】
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上になることを基本とする。  
【県の目標値：同値】
- 令和8年度中に就労定着支援事業を利用する者が、令和3年度実績の1.41倍以上になることを基本とする。【県の目標値：同値】
- 令和8年度において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上になることを基本とする。【県の目標値：同値】

項目	令和3年度 【実績値】	令和8年度 【目標値】
福祉施設利用者の一般就労移行者数	3人	6人
うち、就労移行支援事業からの一般就労	3人	4人
うち、就労継続支援A型からの一般就労	0人	1人
うち、就労継続支援B型からの一般就労	0人	1人
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする		5割以上
就労定着支援事業の利用者数	4人	7人
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする		2割5分以上

### (3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取り組みの推進が必要となります。

#### <国の基本指針>

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する。

項目	令和5年度 【実績見込み】	令和8年度 【目標値】
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	19人	27人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	1回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	0人	1人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	2人	3人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	48人	60人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0人	1人
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人	1人

#### (4) 地域生活支援の充実

本市では、障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情に応じて整備する地域生活支援拠点等については、平成29年度末に、複数の機関が分担して居住支援機能を担う体制（面的整備型）により整備しています。今後は、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討するとともに、強度行動障がいの支援ニーズ等を把握しながら、障がい者の生活を地域で支えるサービス提供体制を充実します。

##### <国の基本指針>

- 令和8年度末までに各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

区 分	令和5年度 【実績見込み】	令和8年度 【目標値】
地域生活支援拠点	1 か所	1 か所
機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の実施回数	1 回/年	1 回/年
強度行動障がいを有する人の支援ニーズの把握及び支援体制の整備		実施



## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児のライフステージに沿って地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制整備が重要となります。

第7期では、国の基本指針に基づき、数値目標を次のように設定し、障がい児支援の提供体制を確保するための取り組みを推進します。

### ①児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

#### <国の基本指針>

- 令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- 令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための体制を構築することを基本とする。

項目	令和5年度 【実績見込み】	令和8年度 【目標値】
児童発達支援センター	1か所	1か所
保育所等訪問支援の体制の構築	有	有

### ②重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

#### <国の基本指針>

- 令和8年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村または各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

項目	令和5年度 【実績見込み】	令和8年度 【目標値】
児童発達支援提供事業所	1か所	1か所
放課後等デイサービス提供事業所	1か所	1か所

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

＜国の基本指針＞

- ・令和8年度末までに、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

項 目	令和5年度 【実績見込み】	令和8年度 【目標値】
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置人数	3人	3人

## (6) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者及びその家族への支援が重要であることから、家族が発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい及びその家族に対する支援体制を確保することが重要となります。

国の基本指針に基づき、発達障がい者に対する支援を推進します。

### ①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）

＜国の基本指針＞

- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）を見込むこと。

項目	令和5年度 【実績見込み】	令和8年度 【目標値】
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数【保護者】	6人	8人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施者数【支援者】	1人	1人

### (7) 相談支援体制の充実・強化等

障害福祉サービスを利用する場合は、原則として計画相談支援を受けることが障害者総合支援法で定められ、対象者が拡大されました。事業所数や従事者数が増加する一方で、相談支援専門員が少なく、運営体制が脆弱な事業所もあるという課題が浮き彫りになり、これらの事業所を援助し相談支援体制のさらなる充実に向けた取組が求められています。

第7期では、国の基本指針に基づき、基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を構築します。

#### <国の基本指針>

- ・令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

区 分	令和5年度 【実績見込み】	令和8年度 【目標値】
基幹相談支援センターの設置	1 か所	1 か所
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	15 件	20 件
相談支援事業者の人材育成の支援	6 件	8 件
相談機関との連携強化の取組の実施回数	8 回	10 回
事例検討の実施回数（頻度）	2 回/年	2 回/年
事例検討の参加事業者（機関）数	82 事業所	82 事業所
協議会の専門部会の設置数	4 か所	4 か所
専門部会の実施回数（頻度）	18 回/年	18 回/年

## (8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。

第7期では、国の基本指針に基づき、障害福祉サービス等の質の向上に向けた取り組みの実施体制を構築します。

### <国の基本指針>

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築することを基本とする。

項目	令和5年度 【実績見込み】	令和8年度 【目標値】
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加	8人	8人
障がい者自立支援審査支払等システム等を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数	有(12回)	有(12回)

## 2 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策

### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、施設入所者の地域生活への移行を推進する上でも、必要不可欠なサービスです。

利用実績をみると、利用者数、利用量ともに増加傾向であるため、見込量については過去の利用実績からの伸び率に基づき数値目標を定めています。

サービス見込量の増加に伴い、サービス提供基盤の整備が求められます。また、こうした量的拡大とともに、質的な向上にも取り組んでいく必要があります。障がい者が利用しやすい状況を整えるため、利用ニーズの的確な把握と、事業者との継続的な協議や指導・助言等に努めます。

#### ①居宅介護（ホームヘルプ）

住み慣れた地域で障がい者等が安心して生活できるよう、障がい者一人一人に適切な身体介護や家事援助等のホームヘルプサービスを提供することで、地域での自立した生活を支援します。

今後の方策としては、引き続き、安定したサービス提供体制の確保が必要です。

訪問系サービスの中では最もニーズの多いサービスであるため、サービスを提供できる事業所の確保に努めるとともに、より質の高いサービスを提供するよう働きかけていきます。

#### 【第6期実績値・第7期見込量】

(単位：時間/月、人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	利用量	497	575	604	670	743	824
	利用者数	79	95	105	116	129	143

## ②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする障がい者等に対して、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などに加え、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスを提供することで、障がい者等の地域での生活を支援します。

平成26年4月1日の法改正により、対象がこれまでの重度の肢体不自由のある人に加えて、重度の知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する、常時介護を要する人も対象となりました。

今後の方策としては、現在、1名の利用者となっていますが、さらにサービス提供事業者の人材確保やサービスの周知が必要となります。

サービス提供事業所に対して、人材の確保及び質の高いサービスを提供できるよう働きかけていきます。

### 【第6期実績値・第7期見込量】

(単位：時間/月、人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	利用量	0	0	246	300	300	300
	利用者数	0	0	1	1	1	1

## ③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動を支援します。

今後の方策としては、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスであるため、今後、介護保険と併給で利用する65歳以上の視覚障がいのある人が増加することも予想されます。サービスに関する周知を行うとともに、障がいの状態に適切に対応できるサービス提供事業所の確保に努めます。

### 【第6期実績値・第7期見込量】

(単位：時間/月、人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	利用量	4	26	30	36	36	36
	利用者数	2	5	5	6	6	6

#### ④行動援護

自己判断能力が制限されている知的障がい者及び精神障がい者等が、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、移動中の介護等を行い、地域社会で自立できるよう支援します。

今後の方策としては、地域生活支援事業の移動支援事業を代替的に利用する利用者が多いと考えられることや、事業所が少ないことが、利用者が増えない理由と考えられるため、サービス対象者に制度の周知を進めながら、移動支援事業等の他のサービスとの調整を図り、支給決定を行うとともに、サービス提供事業所の確保に努めます。

#### 【第6期実績値・第7期見込量】

(単位：時間/月、人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	利用量	43	32	36	45	45	45
	利用者数	3	3	4	5	5	5

#### ⑤重度障害者等包括支援

常時介護の必要性が著しく高い重度の障がい者等に対して、障がい者等の心身の状態、介護者の状況、居住の状況等を総合的に勘案して個別に自立支援計画を作成し、その計画に基づき障害福祉サービスを複数組み合わせることで包括的に提供することにより、身近な地域での生活を可能にできるよう支援します。

今後の方策としては、県内にはサービス提供事業所がないことから、サービス利用希望に適切に対応できるよう、サービス提供事業所の確保が課題です。

#### 【第6期実績値・第7期見込量】

(単位：時間/月、人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等 包括支援	利用量	0	0	0	0	0	0
	利用者数	0	0	0	0	0	0



## (2) 日中活動系サービス

### ①生活介護

このサービスは、常時介護が必要な障がい者に対して、昼間、施設において、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供することにより、障がい者の身体能力、日常生活能力の維持・向上を図るものです。

利用者のニーズは高く、今後も増加傾向にあり、各年度2人ずつの増加を見込んでいます。

今後の方策としては、現在、芳賀郡内外の事業所で受け入れを実施していますが、さらに、サービス供給量の確保に取り組んでいく必要があります。

地域生活を支えるためにも、今後も利用者が希望するサービスを安定して提供できるようサービス提供事業所の拡充に努めます。

### 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
生活介護	見 込 量	利用量	3,268	3,306	3,344	3,340 (889)	3,380 (910)	3,420 (910)
		利用者数	174	176	178	184 (43)	186 (44)	188 (44)
	実 績 値	利用量	3,283	3,282	3,306			
		利用者数	183	181	182			

※令和6年度から令和8年度の見込量における( )内の数値は、重度障がい者の見込量となっています。

②自立訓練（機能訓練）

このサービスは、地域において自立した生活を送るために、身体機能・生活能力の維持・向上が必要な身体障がい者に対して、一定期間、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連携調整等を行い、地域生活への移行に向けた支援を行うものです。

このサービスを提供できる事業所は、県内に1箇所しかいないため、大幅な増加は見込めず、各年度1人ずつを見込んでいます。

今後の方策としては、サービス利用希望に適切に対応できるよう、サービス提供事業所の確保が課題です。

現在、利用者はいませんが、適切にサービスが提供できるよう事業所との連携に努めます。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

（単位：人日/月、人/月）

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	見込量	利用量	10	10	10	10	10	10
		利用者数	1	1	1	1	1	1
	実績値	利用量	9	0	0			
		利用者数	1	0	0			

③自立訓練（生活訓練）

このサービスは、地域において自立した生活を送るために、生活能力の維持・向上が必要な知的障がい者又は精神障がい者に対して、一定期間、日常生活能力を向上させるための訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連携調整等を行い、地域生活への移行に向けた支援を行うものです。

入所施設・病院からの通所・退院者や特別支援学校からの卒業生等の地域生活への円滑な移行や地域生活の維持のためには不可欠な事業ですが、芳賀郡内にはサービスを提供する事業所はなく、利用者数は各年度2人ずつを見込んでいます。

今後の方策としては、現在、1名の利用者となっていますが、今後も適切に提供できるようサービス提供事業所の確保に努めます。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

（単位：人日/月、人/月）

区 分		第6期利用実績 （令和5年度は実績見込）			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
自立訓練 （生活訓練）	見込量	利用量	22	22	22	18	18	18
		利用者数	1	1	1	2	2	2
	実績値	利用量	0	17	9			
		利用者数	0	2	1			

④就労選択支援

このサービスは、就労アセスメントの手法を活用して、本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて、能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所の選択を可能にするものです。

令和4年10月の障害者総合支援法の改正により創設されるサービスであり、令和7年10月施行となるため、令和7年度より見込量を設定しています。

【第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労選択支援	見 込 量	利用者数					11	12

⑤就労移行支援

このサービスは、一般企業等への就労を希望する障がい者に対して、事業所内や企業において生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行い、一般企業等への就労に結びつくよう支援を行うものです。

障がい者の自立の面からも必要な事業ですが、芳賀郡内の事業所が少ないため、郡外を含めた利用調整が必要となります。地域生活への移行の推進による増加を想定し、各年度2人増で見込んでいます。

今後の方策としては、特別支援学校卒業生や地域移行推進による利用希望者の増加に対応するため、サービス提供事業所と連携して、定員の増加を図るなど、提供体制の確保に努めます。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
就労移行支援	見込量	利用量	233	248	263	167	191	215
		利用者数	13	14	15	14	16	18
	実績値	利用量	160	143	143			
		利用者数	12	12	12			

⑥就労継続支援A型（雇用型）

このサービスは、一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、事業所において雇用契約に基づく生産活動やその他の活動機会を提供し、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労への移行に向けた支援を行うものです。

このサービスを行う事業所は、市内に3箇所しかありませんが、今後も就労を希望する利用者の増加を想定し、各年度約30人増で見込んでいます。

今後の方策としては、潜在的なニーズはあるものと推察されますが、サービス提供事業所が少ないことなどが課題となっています。

今後、サービス利用者の増加に対応するため、サービス提供事業所、関係機関との連携・調整を図ります。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 A型	見 込 量	利用量	935	1,020	1,105	2,540	3,050	3,660
		利用者数	55	60	65	150	180	216
	実 績 値	利用量	1,305	1,633	2,116			
		利用者数	93	109	125			

⑦就労継続支援B型（非雇用型）

このサービスは、障がい者に対して、就労の機会や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった障がい者については、段階的に就労への移行に向けた支援を行うものです。

利用者については年々増加傾向にあります。利用者のニーズは高く、新規の利用者の増加とともに、利用が長期化する傾向がみられ、各年度約11人増で見込んでいます。

今後の方策としては、特別支援学校卒業生などによる利用者の増加に対応するため、サービス提供事業所に対して、新規参入や利用定員の増加を働きかけていきます。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
就労継続支援 B型	見 込 量	利用量	3,060	3,145	3,230	3,430	3,600	3,780
		利用者数	170	175	180	221	232	244
	実 績 値	利用量	3,040	3,161	3,256			
		利用者数	186	199	210			

⑧就労定着支援

このサービスは、就労移行支援等を利用し一般企業等に就労した方に、就労定着支援事業所の方が職場・家族・関係機関への連絡調整を行ったり、職場や自宅に訪問し、生活リズムや体調等の指導や助言等を行ったりすることで、環境の変化に適応できるよう支援を行うものです。

見込量については、就労移行支援及び就労継続支援の過去の実績を踏まえて、一般就労に移行した人数を勘案して設定しています。

今後の方策としては、芳賀郡内にはサービス提供事業所がないため、サービスの利用希望が生じたときに適切に提供できるようサービス提供事業所の確保が課題です。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
就労定着支援	見込量	利用者数	3	4	5	6	7	7
	実績値	利用者数	4	5	6			



⑨療養介護

このサービスは、医療及び常時の介護を必要とする障がい者等に対して、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的介護、及び日常生活の世話をを行い、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図り、障がい者の社会参加の支援を行うものです。

今後の方策としては、今後も重症心身障害児施設及び指定医療機関と連携し、適切なサービスの提供に努めます。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
療養介護	見込量	利用者数	6	7	7	8	8	8
	実績値	利用者数	7	7	7			

⑩短期入所（ショートステイ）

このサービスは、障がい者等の家庭における介護が、家族の急病や冠婚葬祭などで一時的に困難になった場合、障がい者等を施設などへ短期間入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援を行うものです。

今後、地域生活への移行の推進とともに、介護者の負担軽減や緊急時の対応を図ることが必要となることから利用者の増加が見込まれますが、芳賀郡内で利用できる施設が少ない状況です。今後は、各年度3人増で見込んでいます。

今後の方策としては、本サービスの利用意向は高いことから、利用支援を行うとともに、施設との連携、調整に努めます。また、サービス提供事業所の定員の増加を促進するとともに、指定施設との連絡調整を密にし、緊急時の対応ができるよう努めます。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

（単位：人日/月、人/月）

区 分			第6期利用実績 （令和5年度は実績見込）			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	見込量	利用量	135	140	145	111 (30)	121 (43)	132 (58)
		利用者数	30	35	40	31 (17)	34 (18)	37 (20)
	実績値	利用量	115	100	100			
		利用者数	26	28	28			

※令和6年度から令和8年度の見込量における（ ）内の数値は、重度障がい者の見込量となっています。

### (3) 居住系サービス

#### ① 自立生活援助

このサービスは、障がい者本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間にわたり定期的な巡回訪問や食事や掃除、地域住民との関係性の確認等を行うものです。また、定期的な訪問以外に、電話やメール等で随時相談を行えるものです。

見込量については、施設入所支援や共同生活援助からの単身生活への移行者数の実績及び地域移行支援や地域定着支援の利用者数を勘案して設定しています。

今後の方策としては、サービス利用者の増加に対応するため、サービス提供事業所、関係機関との連携・調整を図ります。

#### 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
自立生活援助	見 込 量	利用者数	1	2	3	1	1	1
	実 績 値	利用者数	0	0	0			

## ②共同生活援助（グループホーム）

このサービス対象者は、今後、施設・病院等から地域生活への移行の推進により増加が見込まれ、また、地域生活を支援していくために不可欠なサービスです。

見込量については、これまでの利用実績と地域生活移行者の推進を踏まえ設定しています。

今後の方策としては、就労している又は就労継続支援等の日中活動を利用して、知的障がい者又は精神障がい者等に対し、家事等の日常生活上の支援や日常生活の相談支援、日中活動における事業所等の関係機関との連絡調整を行うことで、身近な地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援します。

また、精神障がいのある人等の退院促進・地域移行を進めていくためにも、サービス提供事業所の増加が期待されます。地域生活への移行がスムーズに進められるよう、サービス提供事業所との連携に努めます。

新規のグループホームの開設については、障がいのある人等が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、関係機関などと検討しながら、事業者等に働きかけていきます。

### 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

（単位：人/月）

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	見込量	利用者数	80	85	90	157 (5)	182 (5)	210 (6)
	実績値	利用者数	102	118	136			

※令和6年度から令和8年度の見込量における（ ）内の数値は、重度障がい者の見込量となっています。

③施設入所支援

このサービスは、夜間において介護が必要な障がい者や生活介護又は自立訓練若しくは就労移行支援を利用している通所が困難な障がい者に対して、居住の場を提供するとともに、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の相談支援等を行い、安定して日常生活が営めるよう支援を行うものです。

見込量については、実績をもとに施設入所から地域生活への移行の目標値を考慮し設定しています。

今後の方策としては、施設入所が必要な障がいのある人のニーズを把握し、適切な施設との連携及び入所調整を進めるとともに、地域での生活が可能な人については、その移行を支援します。

なお、入所者の地域移行の促進を図りつつ、目標値としては現状維持とし、定員に空きが出たところへニーズのある障がい者を入所させる対応が想定されます。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
施設入所支援	見込量	利用者数	70	70	70	71	71	71
	実績値	利用者数	75	73	71			

## (4) 相談支援サービス

### ① 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

計画相談支援は、主に、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な障がい者等を対象に、サービスの利用プラン作成や総合的相談を行うものです。令和6年度以降も障害福祉サービス利用者や地域相談支援利用者全てに提供できるよう、相談支援専門員数の増加見込みを考慮しながら計画的に進めていきます。

地域移行支援は、障害者支援施設に入所している障がい者や精神科に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談・障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

地域定着支援は、単身者あるいは家庭の状況により同居している家族からの支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

### 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	見込量	利用者数	90	95	100	131	140	150
	実績値	利用者数	106	115	122			
地域移行支援	見込量	利用者数	2	3	4	1	1	1
	実績値	利用者数	0	1	0			
地域定着支援	見込量	利用者数	3	4	5	2	3	3
	実績値	利用者数	2	2	2			

(5) 自立支援医療

①自立支援医療

自立支援医療である更生医療、育成医療、精神通院医療では、対象となる障がい者に対して、心身の障がいの状態を軽減し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように医療費の給付を行います。

指定の医療機関で医療を受けた場合、原則として医療費の1割と入院時の食費が自己負担となりますが、低所得世帯や病状が「重度かつ継続」となる方については、所得に応じた月額負担上限額を設けて、障がい者に対する適正医療の普及に努めます。

なお、精神通院医療については、県が実施主体となっています。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
更生医療	見 込 量	利用者数	305	310	315	321	322	323
	実 績 値	利用者数	318	319	320			
育成医療	見 込 量	利用者数	30	30	30	10	10	10
	実 績 値	利用者数	14	10	10			

## (6) 補装具

### ①補装具

平成18年に現物給付から補装具費の支給に変更となり、原則1割が自己負担となりましたが、所得に応じて一定の負担上限が設けられています。

補装具は、身体の欠損又は失われた身体機能を補完、代替するもの、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、それぞれの障がい者に対応して設計、加工するものであるため、購入・修理の際には、今後も障がいに適合した補装具の支給に努めます。

### 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
補装具	見 込 量	利用者数	136	140	144	118	120	122
	実 績 値	利用者数	108	128	116			



(7) 障害児通所支援

①児童発達支援

地域の障がい児が通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うものです。

就学前の児童に対する療育の重要性から、利用ニーズが増加しており、市内でサービスを提供する事業所数も、令和2年度の7事業所から、令和5年度は11事業所に増加しています。令和6年度以降は、各年度3人増で見込んでいます。

今後は、サービス提供事業所に対して、より質の高いサービスを提供できるように働きかけていきます。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	見込量	利用量	830	855	864	920	953	986
		利用者数	110	113	116	83	86	89
	実績値	利用量	662	698	862			
		利用者数	73	74	78			

②放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

就学児の放課後や休暇期間中の居場所として、極めてニーズが高く、近年、利用者が急増しているサービスです。これに合わせて、市内でサービスを提供する事業所数も、令和2年度の13事業所から、令和5年度は22事業所に増加しています。今後も利用者は増加すると想定していますが、潜在的ニーズが安定し、児童数が減少することを勘案し、令和8年度で利用者357人を見込んでいます。

今後は、サービス提供事業所に対して、より質の高いサービスを提供できるよう働きかけていきます。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	見込量	利用量	2,930	3,020	3,050	4,110	4,640	5,240
		利用者数	241	249	251	280	316	357
	実績値	利用量	2,781	3,266	3,865			
		利用者数	195	229	248			

③保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

現在、サービスを提供する事業所は市内に3箇所であり、令和8年度に利用者8人を見込んでいます。

今後の方策としては、サービス提供事業所を確保できるよう働きかけながら、利用希望があった場合は、保護者等の希望を踏まえ、個別支援計画を作成し、障がいのある児童が集団の中で、より過ごしやすいようになるための支援が行われるよう、訪問先施設との連携を図っていきます。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
保育所等訪問 支援	見 込 量	利用量	3	3	4	7	8	9
		利用者数	3	3	4	6	7	8
	実 績 値	利用量	1	6	7			
		利用者数	1	5	5			

## (8) 居宅訪問型児童発達支援

### ①居宅訪問型児童発達支援

障がい児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられていたため、これまで通所支援の充実を図ってきました。現状では、重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児が発達支援を受けられなかったため、重度の障がい等の状態にある障がい児の居宅を訪問により発達支援を行います。

見込量については、重度の障がい児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児を訪問看護等の利用者数から勘案し、令和8年度に利用者1人を見込んでいます。

### 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
居宅訪問型児童発達支援	見込量	利用量	16	16	24	8	8	8
		利用者数	2	2	3	1	1	1
	実績値	利用量	0	0	0			
		利用者数	0	0	0			

## (9) 障害児相談支援

### ①障害児相談支援

障害児支援利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を行うものです。

障害児通所支援の利用者の急増にともない、障害児支援利用計画が必要になるため、利用者も増加しています。今後も増加が想定されるため、令和8年度に利用者96人を見込んでいます。

### 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
障害児相談支援	見込量	利用者数	67	69	70	84	90	96
	実績値	利用者数	67	71	78			

②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場等に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担っています。

国の基本指針においては、医療的ケア児のための関係機関の協議の場を、令和8年度末までに各市町村に設置することになっており、コーディネーターを配置することを基本としています。本市においては、引き続き、コーディネーターの配置を3人とします。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーター配置人数	見込量	配置人数	1	1	1	3	3	3
	実績値	配置人数	2	2	3			

### 3 地域生活支援事業の見込量と今後の方策

第2章、「4 障害福祉サービス等の体系（16 ページ）」に基づき、地域支援事業の見込量と今後の取り組みを定めます。

#### （1）理解促進研修・啓発事業

障がいのある方に対する理解を深めるための催し物の開催、啓発活動などを行っています。

- ・広報もおか、ウイークリーニュースもおかななどでの啓発記事の掲載
- ・「障害者週間」12月3日～9日
- ・小学生を対象に、高校生が企画・運営した「図書館プロジェクト」の開催

#### （2）自発的活動支援事業

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

#### （3）相談支援事業

障がい者や家族等の相談に対する地域の総合的な相談窓口として、基幹相談支援センター（真岡市障害児者相談支援センター）を設置しています。

個別の相談に対応するだけでなく、地域の中核的な相談機関として、相談支援事業所への専門的な助言のほか、権利擁護や虐待防止など、関係機関と連携し、地域の実情に応じた支援にあたっています。

#### 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

（単位：件）

区 分		第6期利用実績 （令和5年度は実績見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業	見込量	2,500	2,500	2,500	2,900	2,900	2,900
	実績値	2,174	2,863	2,884			

#### （４）成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援する事業です。今後、この事業を通してこれらの障がい者の権利擁護を図るよう努めます。

#### 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用支援事業	見込量	2	3	4	2	3	4
	実績値	1	2	1			

#### （５）成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。



## （6）意思疎通支援事業（手話通訳等）

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する事業を実施します。

情報の取得が困難な人が、日常生活の中での確に情報提供を受けられるよう、とちぎ視聴覚障害者情報センターに委託するなど、障がい者のニーズに応じた手話通訳者や要約筆記奉仕員の確保に努め、事業の充実に努めます。

手話を用いて聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを図る手話通訳者を配置する手話通訳者設置事業については、月2回（毎月第2月曜日と第4水曜日の午前中）、手話通訳者を配置しています。

### 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

（単位：人）

区 分		第6期利用実績 （令和5年度は実績見込）			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記派遣事業※1	見込量	15	15	15	12	12	12
	実績値	10	9	11			
手話通訳者設置事業※2	見込量	56	60	64	41	41	41
	実績値	53	38	32			

※1 手話通訳者・要約筆記派遣事業の単位は、実利用者数となっています。

※2 手話通訳者設置事業の単位は、延べ利用者数となっています。

## （7）日常生活用具給付事業

障がい者に対して、自立生活支援用具等6種類の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、障がい者の自立した生活と社会参加を支援します。

今後も、障がい者の多様化するニーズに対応した用具の提供ができるよう、情報収集や制度の周知に努めるなど、事業の充実に努めます。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：件/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
日常生活用具給付事業	介護訓練支援用具	見 込 量	6	6	6	4	4	4
	自立生活支援用具		9	10	11	6	6	6
	在宅療養等支援用具		8	8	8	5	5	5
	情報・意思疎通支援用具		9	10	11	8	8	8
	排泄管理支援用具		1,500	1,530	1,560	1,710	1,740	1,770
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		2	2	2	2	2	2
	計		1,534	1,566	1,598	1,735	1,765	1,795
	介護訓練支援用具	実 績 値	3	1	2			
	自立生活支援用具		4	4	3			
	在宅療養等支援用具		5	8	2			
	情報・意思疎通支援用具		9	6	4			
	排泄管理支援用具		1,650	1,628	1,692			
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		2	2	2			
	計		1,673	1,649	1,705			

### (8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を引き続き行っていきます。

### (9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行い、自立した生活や社会参加を促進していきます。

移動支援の形態としては、個別支援型と複数の障がい者を同時に支援するグループ支援型があります。

今後、障がいのある人が、社会の様々な分野により積極的に参画し、生きがいをもって生活できるよう、事業の充実に努めます。

#### 【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：人、時間)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	見込量	利用者数	60	62	64	47	49	51
		時間数	3,250	3,300	3,350	2,170	2,260	2,350
	実績値	利用者数	46	41	45			
		時間数	1,734	1,891	2,075			

(10) 地域活動支援センター

障がい者の通所により、創作的活動の機会を提供するとともに社会参加及び交流の促進を図り、障がい者の自立に向けた取り組みを推進します。

障がい者の創作的活動の機会を提供するため、県に届出をした事業者に委託し、潜在的な障がい者のニーズに対応できるようさらなる充実に努めます。

【第6期見込量、実績値・第7期見込量】

(単位：箇所、人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター (自市町分)	見込量	箇所数	1	1	1	1	1	1
		利用者数	20	24	28	17	17	17
	実績値	箇所数	1	1	1			
		利用者数	20	17	17			
地域活動支援センター (他市町分)	見込量	箇所数	2	2	2	1	1	1
		利用者数	22	23	24	9	9	9
	実績値	箇所数	2	1	1			
		利用者数	15	8	9			

## (11) その他の事業

### ①日中一時支援事業

障がい者等に対して日中の活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息や負担の軽減を図るとともに、障がい者等の社会適応訓練等の支援を行います。

今後、さらに利用者数の増加が見込まれるため、障がい者等のニーズに適切に対応できるよう努めます。

### ②福祉ホーム

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者を対象として、低額な料金で居室その他の設備を提供し、障がい者の地域生活を支援するため、県に届出をした事業者へ委託し、障がい者が地域で自立した生活ができるよう現状と障がい者等のニーズを確認しながら調整に努めます。

### ③自動車運転免許取得費用の助成

身体障がい者が、就労等社会参加のために、公安委員会の指定する自動車教習所等で自動車運転免許を取得する場合、取得に要した費用の一部を助成する事業の推進に努めます。

### ④自動車改造費用の助成

重度の身体障がい者が、就労等社会参加のために自ら運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する場合、改造に要した費用の一部を助成する事業の推進に努めます。

### ⑤生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の障がい者について、日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を行うことにより、障がい者の地域での自立した生活を推進します。今後、利用者への支援の必要性の変化に応じたサービス提供を行い、自立生活の助長に努めます。

### ⑥訪問入浴サービス事業

訪問による居宅においての入浴サービスを事業者へ委託し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持などの支援を行います。

今後、潜在的なニーズが見込まれることから、制度の周知等に努めます。

⑦居室確保事業

緊急時に一時的に宿泊を提供するための居室の確保に努めます。

【第6期実績値・第7期見込量】

(単位：箇所、人)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援事業	箇所数	23	23	22	22	22	22
	利用者数	59	61	55	67	70	72
福祉ホーム	箇所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	1	1	1	1	1	1
自動車運転免許取得費用の助成	利用者数	0	0	0	1	1	1
自動車改造費用の助成	利用者数	3	1	2	2	2	2
生活サポート事業	箇所数	0	0	0	0	0	1
	利用者数	0	0	0	0	0	1
訪問入浴サービス事業	箇所数	2	2	1	1	1	1
	利用者数	3	3	3	4	4	4
居室確保事業	箇所数	4	4	4	4	4	4
	利用者数	3	0	2	3	3	3

# 第 5 章

## 計画の推進体制





## （１）市民、関係団体等との連携

本計画を推進していくためには、市民一人一人が障がいや障がい者への理解を深め、お互いを尊重し合う意識を高める必要があります。この計画を進めるために市をはじめとして、障がい者や家族等介護者を含め広く市民の皆様、地域、企業、関係団体、関係機関と相互に連携協力し、総合的に取り組んでいきます。

## （２）計画の進行管理

本計画の円滑な推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを検討します。評価のシステムとしては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画の着実な推進に努めます。

